

新型コロナウイルス感染症に関する 生活問題・労働問題・消費者問題 (労働者・消費者向け) 無料電話法律相談

新型コロナ感染拡大のためにお困りの問題(生活の問題, 労働の問題, 消費者問題)について, 弁護士がお答えします。

お気軽に以下の兵庫県弁護士会無料電話相談までお電話ください。

たとえば・・・

「コロナで仕事が減った職場から, 休業を命じられ, その間の給与が支払われません。」

「コロナを理由に突然会社を解雇されました。」

「コロナの関係で収入が減り, 家賃の支払いができないほど生活に困っています。」

「給付金・助成金の申請を代行するので口座番号等の個人情報を教えてほしいという電話がかかってきました。」そのほか, コロナに関する生活の問題, 労働の問題, 消費者問題であれば, 何でもご相談お電話ください!



実施期間

2020年11月2日(月)～同年12月25日(金)

※ただし, 土曜・日曜・祝日は実施しません。

※期間を延長する可能性があります。

相談時間

午後6時～午後8時

電話番号

☎078-341-9600

※通話料は相談者の方のご負担となります。



兵庫県弁護士会では, 弁護士と精神保健福祉士による自殺防止対策等を目的とした日曜夜間無料電話相談も実施しています。(日本の自殺者は交通事故死者数の約6倍です。)

解雇, 多重債務, 生活保護, 家庭の問題などの悩みごとの相談をお聞きます。

日時: 2021年3月末までの毎週日曜日(2021年1月3日(日)は実施しません。)

午後5時～午後9時

※2020年11月～12月の2カ月間は, 毎週土曜日午後5時～午後8時も実施しています。

電話番号: 078-341-9600 ※通話料は相談者の方のご負担となります。

主催: 兵庫県弁護士会(兵庫県委託事業)